

令和4年監査公表第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年7月7日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 竹内 功治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年5月18日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年5月18日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

- 令和4年5月18日付け、住民監査請求書（2枚）（請求書は原文のとおり。資料は省略。）
地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。
なお、本件についての陳述の機会を求めます。
半田市監査委員事務局の3人の職員及び半田市監査委員 西川氏については、別途罷免の申立を提出する予定です。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。

2. 請求の内容

半田市監査委員（西川氏と山本氏）に支給した直近の過去 1 年間に支給した監査委員報酬及び半田市監査委員事務局の職員（斎藤氏、鈴木氏、佐藤氏）に支給した直近の過去 1 年間に支給した給与・一時金の全額を半田市長は、対象者 5 人から返金・回収し、その返却金を半田市に返せ。

3. 請求の理由

- (1) . 前項 2. に記した 5 名は、半田市監査諸業務を行う責務があるにもかかわらず、この業務を行うに立場にいなから、市民から提出のあった住民監査請求書をことごとく故意に棄却あるいは却下をして、半田市にその都度損害を与えた。
- (2) . これらの 5 名は、市民からの市職員違法職務への職務監査の要請に対して、何も対応せず、市職員による市民に対する違法職務を放置した。
- (3) . 請求人が提出した次の 3 件の住民監査請求は、前項 2. に記した 5 人が監査できない内容であるのに、不正な手口を用いて、本年 5 月 11 日に請求人宅の留守番電話に監査結果ができた旨を伝えてきた。

なお、この 3 件の住民監査請求書は、前記 5 名の不正・違法職務に対する内容であり、これら 5 名は、監査を行うことのできる立場ではありません。その資格もない。

- i. 令和 4 年 3 月 22 日（その 1）付け、住民監査請求書（4 枚）
（書証 1. として提出します。）
- ii. 令和 4 年 3 月 22 日（その 2）付け、住民監査請求書（8 枚）
（書証 2. として提出します。）
- iii. 令和 4 年 3 月 30 日付け、住民監査請求書（7 枚）
（書証 3. として提出します。）

以上

第 2 監査の請求

令和 4 年 5 月 18 日に提出された住民監査請求書（2 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月 25 日付けで受理を決定し、同月 26 日付けで請求人へ通知した。

なお、「3. 請求の理由（3）. 」において、「本年 5 月 11 日」と記載されているが、正しくは、「本年 5 月 13 日」である。ただし、監査の結果に影響を及ぼさないことから、請求人に対して、補正を求めている。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 6 月 1 日に証拠の提出及び

陳述の機会を与える旨を配達証明付書留郵便にて通知したが、請求人は、同年 5 月 31 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 6 月 1 日に、監査委員は、同項に基づき、証拠の提出及び陳述の機会に備えて待機していたが、請求人は来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（2 枚）」の「請求の内容」欄には、「半田市監査委員（西川氏と山本氏）に支給した直近の過去 1 年間に支給した監査委員報酬及び半田市監査委員事務局の職員（斎藤氏、鈴木氏、佐藤氏）に支給した直近の過去 1 年間に支給した給与・一時金の全額を半田市長は、対象者 5 人から返金・回収し、その返却金を半田市に返せ。」と記載されている。

したがって、過去 1 年間（令和 3 年 5 月 18 日から令和 4 年 5 月 17 日まで）の半田市監査委員 2 名の委員報酬及び半田市監査委員事務局職員 3 名の給与・一時金について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

また、法第 199 条の 2 の規定に基づき、「監査執行上の除斥」を適用した。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員及び監査委員事務局の職員等について

① 監査委員の選任は、法第 196 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 ※省略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とする。

監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

②監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

<監査>

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

<検査>

- ・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

<審査>

- ・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
- ・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項）

③過去 1 年間（令和 3 年 5 月 18 日から令和 4 年 5 月 17 日まで）の間に、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、各監査委員に対し、以下の監査報酬が支払われた。

- ・識見を有する者の中から選任された委員 月額 105,200 円×12 か月
- ・議会の議員の中から選任された委員 月額 34,200 円×11 か月 + 34,200 円×18 日 / 31 日（令和 3 年 5 月 14 日付け就任から日割計算）

④監査委員事務局については、法第 200 条第 2 項に基づき、「半田市監査委員に関する条例（平成 3 年 6 月 27 日条例第 35 号。以下「条例」という。）」が定められており、半田市は、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の事務及び職員の服務に関しては、「半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号。以下「規程」という。）」が定められており、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。

⑤事務局職員の職務は、規程第 3 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 3 条〔職務〕

局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 局長に事故あるときは、上席職員がその職務を代理する。

事務局職員の事務は、規程第 4 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 4 条〔事務分掌〕

事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 監査委員に関すること。
- 二 予算、決算等財務に関すること。
- 三 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- 四 監査資料の収集及び整備に関すること。
- 五 事務事業の監査、決算の審査及び出納検査に関すること。

⑥過去 1 年間（令和 3 年 5 月 18 日から令和 4 年 5 月 17 日まで）の間、事務局職員の勤務状況は、以下のとおりである。

ア「半田市職員服務規程（昭和 43 年 6 月 14 日庁達第 5 号）」第 3 条第 3 項に基づく、無断欠勤の該当者はいない。

イ 監査等業務に関する超過勤務時間は、以下のとおりである。

職員 A：22 時間、職員 B：28 時間 15 分

(2) 住民監査に関する業務等について

①請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

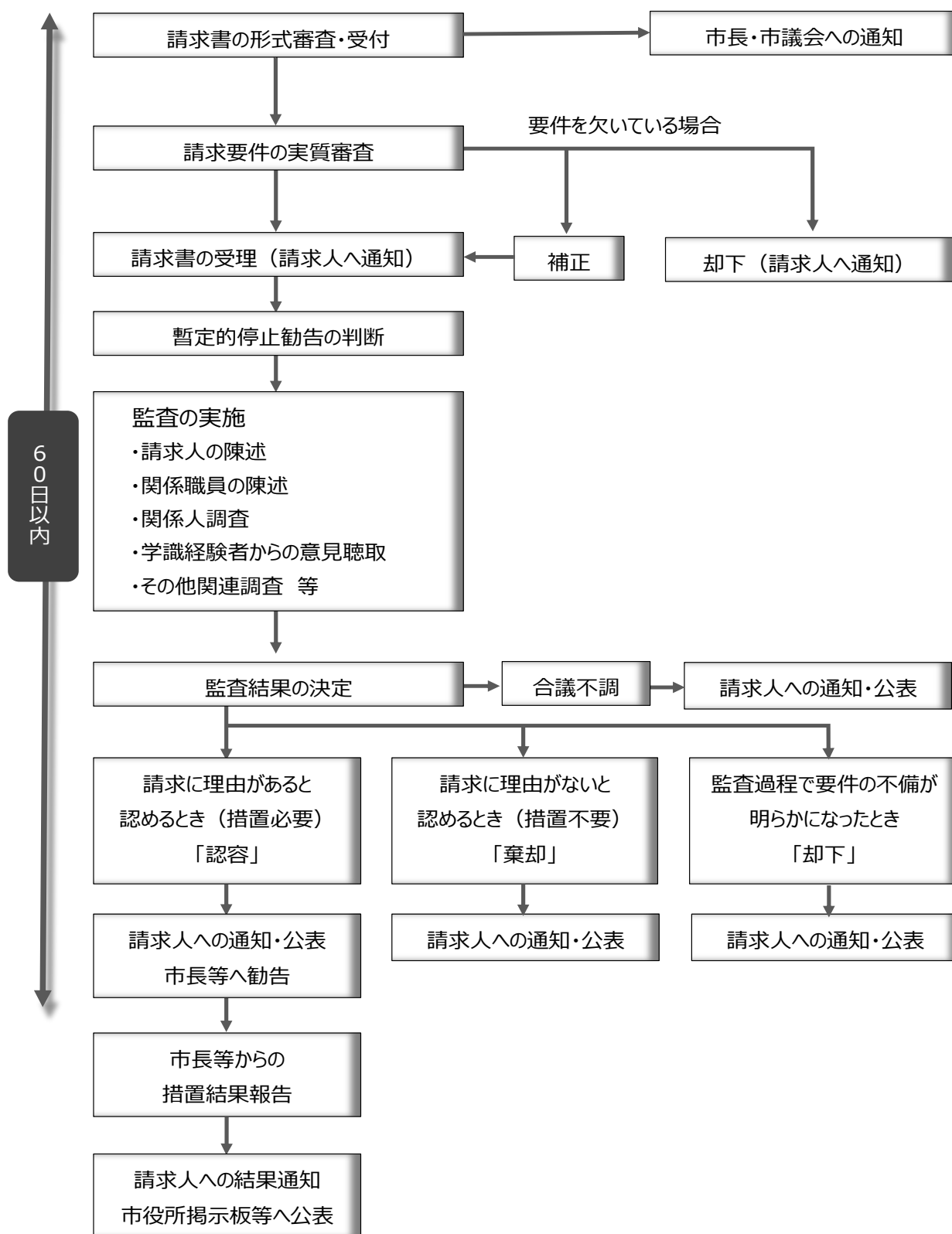
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法第 195 条第 2 項の規定により、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとされている。また、法第 196 条第 1 項の規定により、選任に関することが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の職務について

先述の「第 3 第 3 項（1）②」で記載のとおり、法、公企法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び半田市監査基準の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、常に公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

3 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、支払われている。

4 住民監査請求の事務について

法第 200 条第 2 項に基づき、条例が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員については、規程が定められ、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記が置かれている。また、事務局職員は、規程第 3 条に基づき、監査（住民監査請求）に関する事務も担っている。

5 事務局職員の勤務状況等について

事務局職員（3 名）は、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」第 27 条第 3 項に基づく、懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いた事実もない。全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、公正な職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念している。また、監査等業務に係る超過勤務時間等も許容された範囲内であり、勤務状況に全く問題はない。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、請求の対象となっている 2 名の監査委員は、令和 4 年 3 月 22 日付け住民監査請求（書証 1.）、同日付け住民監査請求（書証 2.）及び同年 3 月 30 日付け住民監査請求（書証 3.）の 3 件全ての住民監査請求において、監査委員として、不正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提

出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。また、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員として、その職務の執行に専念している。

2 また、半田市監査委員は、「第 3 第 3 項（1）②」記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実際に実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行するに当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、2 名の監査委員のうち、識見を有する者の中から選任された委員には月額 105,200 円、議会の議員の中から選任された委員には月額 34,200 円（令和 3 年 5 月は、就任期間分を日割計算している。）が支払われおり、かかる支給手続きは適正に行われている。

3 監査委員事務局職員（3 名）は、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」第 27 条第 3 項に基づく、懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない。また、規程第 4 条に基づく、事務に対して、公正な職務の遂行に当たり、全力を挙げてこれに専念している。

「半田市職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 12 号）」第 4 条第 3 項では、「任命権者が前項に規定する基準に従い決定し、第 1 項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。」と規定されている。懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない職員に対して、「半田市職員の給与に関する条例」に基づく、給与等を支給することは、前述のとおり、当然のことである。給与等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、監査委員の委員報酬及び監査委員事務局職員の給与等の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、法第 242 条第 11 項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、いずれも棄却する。

ただし、監査委員に関する請求の判断については、代表監査委員自身が請求の対象者に相当するため、法第 199 条の 2 の規定に基づき、「監査執行上の除斥」を適用し、合議ではなく、1 人の議会選出監査委員が請求を判断した。

なお、令和 4 年 5 月 30 日付けで、請求人から、「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」が書面により提出されているが、住民監査請求において、「留保」の制度が存在しないことを申し添える。

以上